

医療情報取得加算について

当診療所はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1点

○ 再診時（3ヶ月に1回に限り算定）1点

※ マイナ保険証の利用有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

令和7年5月

神奈川県立煤ヶ谷診療所